

令和2年12月7日付告示第5号について

【ご意見・ご要望】（投稿日：2020年12月11日）

令和2年12月7日付告示第5号において、『京大学生処分撤回・阻止 12月緊急集会』と称する集会に関わらないように注意を促されていた。その根拠として「本学構内において、学外の団体が大学の許可を得ずに集会を行うことは、京都大学学内集会規程第2条及び第3条に違反する行為である」とことと「上記の集会には、本学ウェブサイトにおいて、『吉田南1号館の封鎖について（2015年10月28日）』として掲載している吉田南1号館の封鎖に関わった、中核派系全学連（全日本学生自治会総連合）が参加を呼びかけている」ことがあげられている。これらに関して質問と要求をする。

1. 「本学構内において、学外の団体が大学の許可を得ずに集会を行うことは、京都大学学内集会規程第2条及び第3条に違反する行為である」について（質問）

当該集会規定は日本国憲法第21条1項で規定されている集会の自由を制限するものであり、集会の一般的な許可制は禁止されているため不適切なものであると思われるが、法的根拠はあるのか。

2. 「上記の集会には、本学ウェブサイトにおいて、『吉田南1号館の封鎖について（2015年10月28日）』として掲載している吉田南1号館の封鎖に関わった、中核派系全学連（全日本学生自治会総連合）が参加を呼びかけている」について（要求）

これは集会に賛同する者の中に中核派系全学連がいることから集会への不参加を促すものであるが、集会の妥当性に関して一部の賛同者の属性を持ち出すのは人身攻撃であり誤謬であるため取り下げを要求する。

【回答】（回答日：2021年1月4日）

（回答部署：教育推進・学生支援部）

1. 京都大学学内集会規程は本学の敷地管理権に基づく適切な規程であり、日本国憲法によって禁止されている不適切なものとの指摘は当たらないと考えております。

2. ご要望に応じることはできません。令和2年12月7日付告示第5号は、本学の平穏な教育研究環境を維持するために注意を促すものです。中核派系全学連（全日本学生自治会総連合）に関わった2015年10月27日の吉田南1号館の封鎖は、授業の実施を妨害したことにより学生の教育を受ける権利および教員の教育を行う権利を侵害するとともに、研究や事務業務の遅滞も発生させるなど、本学の教育研究を妨害するものでした。教育研究に対する責任を担う本学としては、このような行為は断じて容認できるものではありません。そのため、同告示は、重ねて注意を促したものです。告示第5号について、人身攻撃で誤謬との指摘は当たらないと考えております。